2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第７回「Ⅲ．基本的人権：平等権　①男女平等」

2018.05.31.　佐藤

はじめに

1.前回講義

1)内容：論点→内申書開示の可否、法→プライバシー権、最判::所見は非開示・評点は開示、
諸説→全面開示・一部開示・全面非開示

2)Reading Assignment に関する設問についての解説

①評価者の主観的要素に左右され得るものであり、開示を予定せず記載しているので、開示した場合、継続的かつ適切な指導・教育を困難にするおそれが生じることを理由に、開示を認めないと判断した。

②評価者の主観的要素の入る余地が比較的少ないものであり、比較的大きな幅のある分類での記号が記載されているにすぎないことを理由に、非開示情報に該当しないと判断した。

2.今回講義

1)本日の予定：憲法　国民主権→基本的人権（自由権）→新しい人権→平和主義→統治機構

3.Reading Assignment に関する設問：以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①最高裁は、民法 750 条につき、いかなる理由で憲法 14 条に違反するものではないと述べているか。

②最高裁は、改氏による不利益は、いかなることを行うことで、一定程度緩和されると述べているか。

＊設問：強制的夫婦別同姓制度は合憲だろうか。

１．事例から

1)幼児・初等教育の事例：［資料：朝日新聞 2009 年 4 月 4 日付］

2)最高裁判決の事例：強制的夫婦同姓制度［資料：朝日新聞 2015 年 12 月 17 日付］

２．親族

1)親族

1.範囲（民法 725 条）：６親等内の血族（直系・傍系／尊属・卑属）、配偶者、3 親等内の姻族

2.効果：親族間助け合い、扶養義務、相続等、また、生活保護など別の法律にも関連規定

2)夫婦

1.婚姻の成立（法律婚主義）　cf.憲法 24 条：「合意のみに基づいて成立」

1.法律婚（民法 739 条）→嫡出子（民法 772 条）、同居扶助義務（民法 752 条）など

2.事実婚　→非嫡出子　←法解釈による保護

2.離婚

1.離婚方式（４種類）

協議離婚：裁判所関与せず、夫婦間で協議（民法 763 条）

調停離婚：夫婦間の協議が不成立、家庭裁判所で離婚調停（家事審判法 21 条）

裁判離婚：調停不成立、家庭裁判所が判決（民法 770 条）

審判離婚：家庭裁判所が職権で審判（件数は極めて少ない）

2.法定離婚原因（民法 770 条）

有責主義から破綻主義へ　cf.有責配偶者からの離婚請求：否定から肯定への判例変更

3)親子

1.実子

1.嫡出子　→相続権（配偶者と同等）

2.非嫡出子（認知）→相続分が 1/2（民法 900 条 4 項）、他に戸籍の記載→法改正

合憲　最大決平 7.7.5 民集 49-7-1789

「本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に 嫡出子の二分の一の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったもの。」

違憲　最大判平 25.9.4.　民集 67-6-1320

「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。」

2.養子

1.普通養子：実親との関係は残り二重の親子関係（民法 792 条以下）

目的：「家」のため、親のため、子のため

成立条件：当事者の自由な意思（未成年者は家庭裁判所の許可）、戸籍法の定めるところによる届出

2.特別養子：実親との関係は解消され実子と同じ扱い（民法 817 条の 2 以下）

目的：貧困や捨て子などの背景

成立条件：子のために特に必要、子は 6 歳未満、親は 25 歳以上で配偶者のあること

家庭裁判所の審判、原則として実親の同意

３．相続

1)遺言

1.遺言自由の原則

2.遺留分　1.制度：直系尊属、配偶者、直系卑属に遺留分（民法 1028 条）

2.趣旨：家族的家産擁護

3.遺言の内容：財産行為が中心

4.遺言の方式←厳格な方式を要求

普通方式（自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言）、特別方式（危急時遺言、隔絶地遺言）

2)法定相続

1.法定相続分　　2.寄与分

3)相続の承認・放棄

４．選択的夫婦別姓

1)戸籍制度

1.起源：戸主制度

2.世界の戸籍制度：日本と旧日本植民地のみに存在

3.現在の役割：個人のインデックスにすぎない（法務省）

2)別姓を求める理由

1.女性の自立・男女平等　　2.嫡出子・非嫡出子の差別　3.家の存続

3)法律案要綱　→　その後の展開

4)諸見解（選択的夫婦別姓制度の法律案要綱［資料］参照）

1.賛成論

2.反対論：家族の絆、男女ともに選択可能なので差別はない

［自己点検］

1)Reading Assignment に関する設問への解答

2)自己点検　a)講義の論点　　←論点とは、Yes/No で答えられる具体的な問題点

b)論点にかかわる法状況　　←「法」とは、法律（この講義の場合には憲法も含む）と判例法

c)論点についての諸見解　　←諸見解とは、学説であり、最高裁判決でもあります

*最高裁判決は、ルールですから「法」ですが、同時に一つの見解にすぎないものでもあります。

3)自由記述　a)講義に関する質問、b)その他

［課題提出者数］

	4/12	4/19	4/26	5/10	5/17	5/24	5/31	6/07	6/14	6/21	6/28	7/05	7/12	7/19	7/26
保育(71)	71	70	69	69	70	69									
子供(67)	65	65	66	66	62	60									

［次回講義への Reading Assignment］

角松生史「地域居住者の景観利益」地方自治判例百選［第 4 版］(2013 年)74 頁